

## 衛生推進者養成講習会

労働安全衛生法により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（労働者数は企業単位ではなく工場、支店、営業所等の事業所単位）であって非工業的業種の事業場（注1）においては「衛生推進者」を選任し、事業場における労働衛生管理に係る業務を担当させなければならないとされています。（労働安全衛生法第12条2）

（50人以上の事業場は、衛生管理者及び産業医の選任を要します）  
本講習会は衛生推進者の資格を取得する講習会ですので、ぜひ関係者に受講させて下さい。



講習日時	平成27年4月24日（金） 9時00分～15時10分
講習会場	大正産業会館 大阪市大正区泉尾1-27-16 Tel 06-6552-6661 （JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩約10分）
内容	1. 作業環境管理及び作業管理（危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。） 2. 健康の保持増進 3. 労働衛生教育 4. 労働衛生関係法令
受講料	西工業会会員 1名 7,452円（テキスト代を含みます。）
留意事項	講習日前7日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は返戻できません。他の適任者と交替されますことをお勧めします。
定員	100名
締切日	平成27年4月16日（木）（定員になり次第申込受付を締め切ります。）

<p>申込方法</p>	<p>①別紙の受講申込書を事前に FAX (06-6582-2645) の上、受講料を納入 (持参あるいは銀行振込) して下さい。  振込先 (阿波銀行 / 西大阪支店 : 普通預金 251057  口座名 : 一般社団法人 西工業会)  ※振込手数料は申込者のご負担でお願い致します。  ※振込書の控えを領収書にかえさせていただきます。</p> <p>②申込みされましたら「申込書・修了者台帳」の用紙を送付します。  「申込書・修了者台帳」は、所要事項をご記入の上、受講者の顔写真 (3×2.4 cm・脱帽) を貼付し、持参または郵送にてご提出下さい。</p> <p>③受講者の本人確認及び本籍地確認のため上記②の「申込書・修了者台帳」提出の際に、次のいずれかのコピーを送付して下さい。  (確認後、コピーはお返しします。)  ○本籍地記載の住民票 ○本籍地記載の技能講習修了証、衛生推進者養成講習修了証 ○労働安全衛生法に基づく免許証 (クレーン運転、衛生管理者等) ○パスポート ○本籍地記載の自動車運転免許証  ○在留カード (外国人の方)</p> <p>④「申込書・修了者台帳」が届きましたら、「受講票」を送付します。  ⑤「受講票」は、講習会当日に持参し受付で提示して下さい。</p>
<p>修了証</p>	<p>全科目修了者には、衛生推進者養成講習終了証を交付します。</p>
<p>その他</p>	<p>※受講票、筆記具は必ず持参して下さい。テキストは当日お渡しします。  ※講習会場は駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい。</p>

**(注1)** 非工業的業種の事業所とは


- ・企業の本社、支店、営業所等の事務所
- ・銀行、信用金庫、保険会社等金融、保険等の事業
- ・病院、医院等保健衛生の事業
- ・理容、美容の事業
- ・飲食店、接客業、娯楽業等の事業
- ・学校等教育、研究の事業
- ・人材派遣等の事業
- ・その他

**ホームページをご覧ください!**

西工業会では、雇用保険・労災保険の改正などの労務管理技術・安全講習会の情報をホームページに掲載しております。

<アドレス> <http://www.nis.or.jp>

西工業会



検索

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規模 (人)	注1) 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	製造業(物の加工業を含む。) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	その他の業種
	令2条1号の業種)	令2条2号の業種)	令2条3号の業種)
1000~			
300 ~999			
100 ~299			
50~99			
注2) 10~49			
1~9			

注1) 下線の業種及びその他の業種のうち農畜水産業、医療業については第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできない(安衛則7条3号)。  
 注2) 50人未満を規模の事業場においては、事業者は必要な知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければならない(安衛法13条の2)。  
 注3) 工事の種類により、規模20人以上30人未満または20人以上50人未満の現場を有する店社(安衛法15条の3)。